

平成23年9月  
警察庁交通局  
国土交通省道路局

## 「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案」 に対する意見の募集結果について

警察庁及び国土交通省において、平成23年7月22日から同年8月20日までの間、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案」に対する意見の募集を行ったところ、167件の御意見を頂きました。

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令」が公布されるに当たり、頂いた御意見並びに御意見に対する警察庁及び国土交通省の考え方を次のとおり公表いたします。

### 1 意見を募集した命令等の題名

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（平成23年内閣府・国土交通省令第2号）

### 2 命令等の案を公示した日

平成23年7月22日

### 3 頂いた御意見並びに御意見に対する警察庁及び国土交通省の考え方

頂いた御意見並びに御意見に対する警察庁及び国土交通省の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理又は要約をした上で掲載いたします（頂いた御意見については、整理又は要約をしていないものを警察庁情報公開室及び国土交通省道路局企画課において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

### 4 参考

頂いた御意見の総数 167件

（内訳）

電子メール 152件

F A X 7件

郵 送 8件

**「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案」  
に対する御意見並びに御意見に対する警察庁及び国土交通省の考え方につ  
いて**

今回の改正案の内容（規制標識「自転車一方通行」の新設）について、賛成  
の立場から、

自転車の安全利用と歩行者の安全を守る上で重要である  
自転車の無秩序な通行に歯止めがかかると思う  
自転車の通行方法に関して法が整備されることはありがたい

といった御意見がありました。

また、反対の立場から、

全ての道路で自転車一方通行規制が実施されると不便になり困る  
状況に応じて走りやすいところを通行したいので、一方通行を強制しな  
いでほしい

実効性が期待できない

といった御意見がありました。

さらに、

自転車の一方通行規制を実施する際には、事前に案内板等を用いて周知  
してほしい

自転車の一方通行規制が実施されている区間の終点には、その旨を明確  
にする標識を設置すべきである

自転車の事故を防止するためには、自転車の交通ルールやマナーの周知  
を徹底し、自転車の取締りを強化することが有効ではないか

といった御意見がありました。

今回の改正は、自転車通行環境の整備上の課題及びその対策を整理する目的  
で警察庁と国土交通省が平成20年1月から実施した自転車通行環境整備モデル  
地区事業の結果等を踏まえ、今後の自転車通行環境の整備を一層推進するた  
めに行うものです。

限られた道路空間において歩行者、自転車、自動車を分離し自転車の走行空  
間の整備を推進するためには、自転車道や歩道（自転車歩行車道を含みます。  
以下同じ。）において自転車を一方通行とすることにより自転車の交錯による  
事故の危険性を減少させ、自転車の通行を整序化することも有効な手段である

と考えられます。

そこで、今回の改正では、自転車道や歩道において自転車が一方通行となることを表示する規制標識「自転車一方通行」を新設することとしたのですが、今回の改正により、全ての自転車道や歩道において自転車が一方通行となるものではありません。

自転車道や歩道における自転車の一方通行規制については、他の交通規制と同様に、当該自転車道や歩道の交通実態等を踏まえ、地域住民の意見も聴きながら、自転車の交錯による交通の危険や支障を防止するために必要と認められる場所で実施されることとなります。

また、実際に自転車の一方通行規制が行われる場合には、規制内容について事前の周知を徹底するとともに、規制区間が明確となるように、始点、終点及び区間内の必要な場所に標識等を設置することとしていますので、自転車利用者にも、交通の安全と円滑のため、これらの交通ルールを守っていただきたいと考えております。

このほか、警察では、自転車利用者の交通ルールの遵守を図り、自転車に関連する交通事故を減少させるため、今後も、交通安全教育やホームページ等を通じた広報などにより交通ルールの周知を徹底するとともに、自転車利用者の交通違反に対する適切な指導取締りを行うこととしています。